

<12号（波及事故）③ 作業者過失（ケーブル破損）による波及> nite

事故発生電気設備：高圧引込ケーブル（CV、60sq）

原因分類：（地絡・短絡の原因）故意・過失／作業者（公衆）の過失

（波及に至った原因）区分開閉器不動作/保護継電器不良（電源喪失）

被害内容：供給支障電力：〇〇〇〇kW、供給支障時間：〇時間〇分、

供給支障件数：〇〇軒

詳報XMLテンプレート番号：202512_03



ショベルが埋設ケーブル（高圧・低圧）に接触。



<事故概要>

建物の解体工事現場で、重機（ショベルカー）で掘削作業中、埋設高圧引込ケーブルを損傷させ地絡したが、同時にSOG制御用電源ケーブルも断線させてしまい、高圧気中負荷開閉器（PAS）が開放せず、波及事故になった。（受電電圧：6,600V）

<事故原因>

- 解体業者は、当該事業場構内掘削にあたり、
 - ①電気管理技術者への事前連絡を怠り、
 - ②埋設物の事前調査も不十分で、掘削作業を実施した結果、埋設高圧引込ケーブルにショベルを接触させたため、地絡した。
- SOG制御用電源ケーブルも同時に断線させたため、PASの制御電圧喪失によりPASが開放せず、波及事故になった。

<再発防止対策>

■ 解体工事業者側（工事受注者）

- 工事受注者は、発注者から提示された工事仕様を確認すると共に工事計画に反映させる（例えば、チェックリストを用いての埋設物を記載した図面等の確認や事前調査の実施、電気管理技術者へ報・連・相が必要な要確認事項の確認など）。

■ 工事依頼者側（工事発注者）

- 埋設物を敷設する際は、埋設標識シートを合わせて埋設する。
- 工事発注者は、当該工事の前提条件や要確認事項（例えば埋設物を記載した図面等）の工事仕様を受注者に提示すると共に、提示した工事仕様が遵守されているか確認する。